

## 事業者対応方針を踏まえた CAP 会合の運用の改善について

### 1. はじめに

2017年度第2回保安検査等の指摘を踏まえ、当社の取組みとして事業者対応方針を定めた。

事業者対応方針では、今回の一連の問題の共通課題として「自らが気づき速やかな対策に繋ぐことができなかつた」を挙げ、その対策の一環として「CAP会合の運用の改善」(資料4 4. 対策(1)c.)に記載したとおり、現場の気付きを組織に伝えやすくするために、不適合情報だけでなく、気付きレベルの情報も取り扱うように、以下に示す基本方針に基づきCAPの運用を改善する。

### 2. 基本方針

除染用シャワー設備故障の不適合事象を発端とし、事象管理システムに登録されていない設備故障等（以下「未登録事象」という）を調査した結果、約5200件の事象が抽出された。

未登録事象は、軽微な不具合として、設備所掌課長判断により事象管理システムに登録しなかったものであるが、除染用シャワー設備故障も含まれており、現在、それら事象について順次事象登録した上で、CAP会合にて管理レベルを助言している。その結果として、幾つかの事象に対してCAP会合にて不適合対象とすべきと助言している。

以上のことから、軽微な事象として各課にて管理していた事象の中には、不適合管理すべき事象が潜在していたこと、および事業者対応方針で示した共通課題とその対策を踏まえ、事象管理システムへの登録は、「本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）」を対象とし、それらの事象を全てCAP会合に報告する。

具体的方針を以下のとおりとする。

- ・今回事象登録し、CAP会合へ報告する事象（約5200件）をCAP会合にて以下の項目に分類し、①～③と同様の事象については今後も事象登録する必要があることを周知、徹底する。

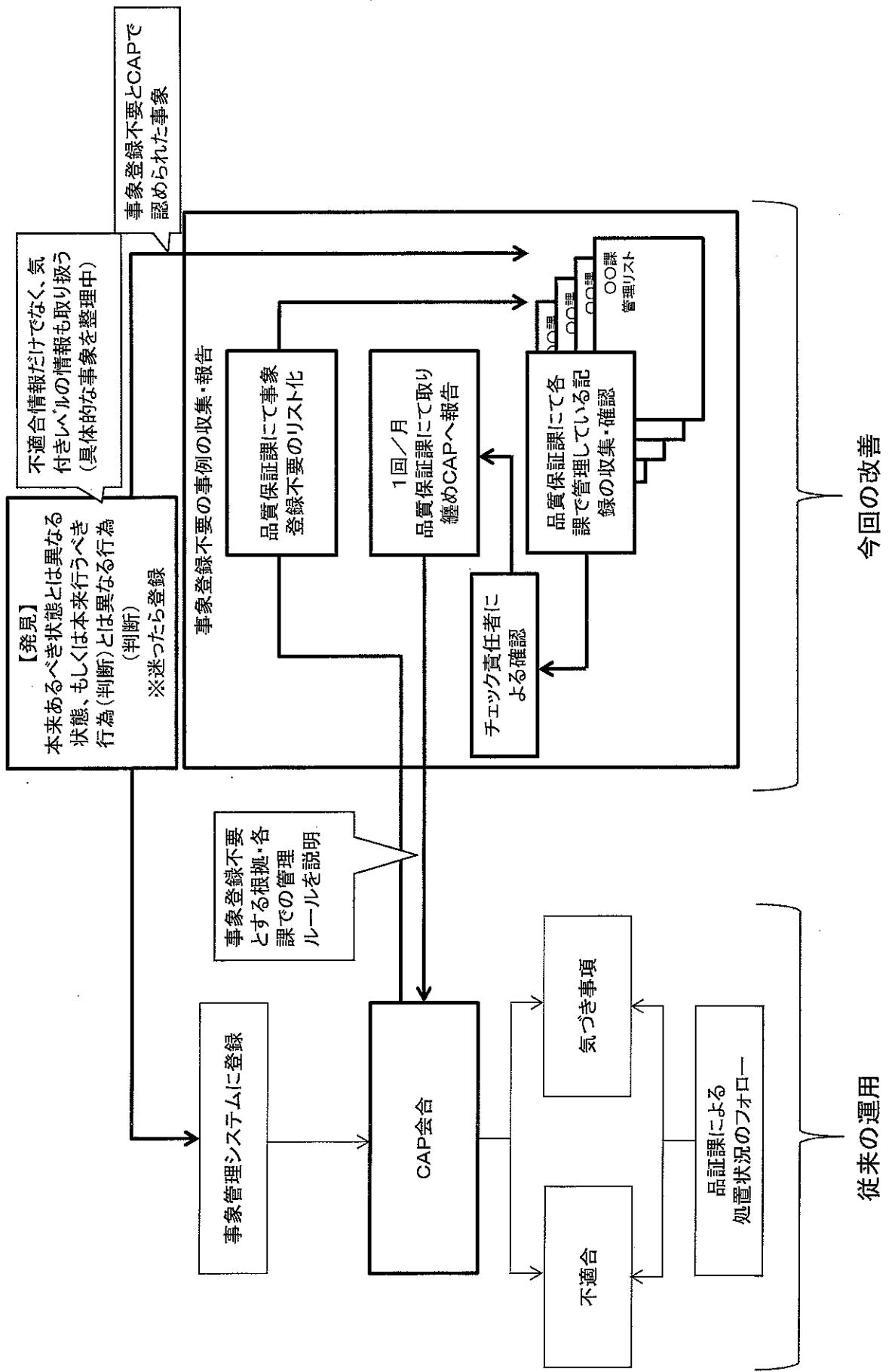
- ①不適合
- ②気付き（処置要）
- ③気付き（経過観察）
- ④事象登録不要

- ・④事象登録不要とするものは、日々発生が想定される軽微な不具合（蛍光灯の玉切れ、サーベイメータの故障等）であって明らかに不適合に該当せず、設備所掌課でしっかりと管理できており、かつ他課への気付きとならないもの（当該課のみでクローズできるもの）に限定する。
- ・④事象登録不要としたものを拡大解釈することを防止するため、各課で管理しているリストを品質保証課が設ける専用掲示板へ掲示し、月1回品質保証課長が全件を対象に、不適合管理すべきものが含まれていないことおよび処置すべきものが放置されていないことを確認し、チェック責任者へ報告するとともに、その結果をCAP会合へ報告する。その際、CAP会合出席者から詳細説明を求められた際は、設備所掌課にて説明を行う。

### 3. 今後の対応

2. の運用を9月29日から試運用として開始し、適宜改善を図っていく。  
1ヶ月～2ヶ月程度の試運用を行い、本運用をルール化する。

以上



CAP会合の改書の運用イマージ